

資料のつかいかた

1. 市町村合併を行った団体に係る合併年度以前の国調人口は、当該団体の構成市町村に係る合計値を記載してあります。
2. 調査期日の表示のないものは、令和7年4月1日現在のものです。

※基準日以降に異動の発生した項目については、下記の（公財）福島県市町村振興協会のホームページへ掲載の「福島県市町村要覧2025（Web版）」において随時更新されますので、併せてご参照ください。

URL <http://www.fksm.jp/sinko/>

3. 首長、議長等については、原則として令和7年5月1日現在のものです。
「月額報酬」欄は、各団体の市町村長等の給与に関する条例に定められている給料月額を記載してあります。
なお、基準日現在において、条例により減額されている場合は、減額後の給料月額を括弧書きで記載してあります。
4. 「令和7年度重点事業」欄は、各市町村における令和7年度当初予算に基づくものです。
5. 「高齢化率」欄は、「令和6年1月1日住基人口」における「うち65歳以上人口」の割合です。
6. 「面積」欄は、令和6年10月1日現在の国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」によるものです。
7. 「人口密度」欄は、「令和6年1月1日住基人口」を「面積」で除した数値です。
8. 「一人当たり分配所得」欄は、福島県統計課「令和3年度 福島県市町村民経済計算」によるものです。
9. 議員の「条例定数」・「現員」・「任期」については、令和7年5月1日現在のものです。
10. 「市町村の沿革」欄は、原則として昭和28年1月1日以降の主な変遷で、人口に関係ない境界変更は記載を省略してあります。
※合併（合体・編入）、境界変更等の区別は下記のとおりです。
① 合 体 市町村を廃し、その区域をもって新たに市町村を置くこと。
② 編 入 市町村を廃し、その区域を他の市町村に編入すること。
③ 境界変更 市町村の区域の一部を他の市町村に編入することで、市町村の法人格に変動がないものをいう。
11. 「組織機構」欄については、原則として長部局の組織機構のものです。
12. 「一部事務組合等への加入状況」欄については、全県下にまたがる福島県市町村総合事務組合、福島県後期高齢者医療広域連合の記載を省略してあります。
13. 「職員数」「条例定数」の覧は、令和7年4月1日現在のものです。
14. 「財政」の欄は、原則として総務省自治財政局「令和5年度地方財政状況調査」によるものです。
15. 「公共施設整備状況」欄は、原則として総務省自治財政局「令和5年度市町村公共施設状況調査」によるものです。教育機関、診療所、病院については、市町村立およびその他立の合計数を記載してあります。
「幼稚園」・「認定こども園」・「小学校」・「中学校」・「義務教育学校」・「高等学校」欄は、原則として「令和6年度学校基本調査報告書」（令和6年5月1日現在）によるものです。
16. 「公営企業」欄は、福島県市町村財政課「令和5年度市町村公営企業年報」によるものです。

財政用語ミニ解説

用 語	見 方	算 式
形 式 収 支	普通会計の決算収支を表示する一形式であり、その年度の歳入決算総額から歳出総額を単純に差し引いた歳入歳出差引額である。 これは、出納閉鎖期日現在における当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額すなわち現金尻を表示するものである。	歳 入 － 歳 出
実 質 収 支	形式収支から翌年度に繰越すべき財源を控除した決算額をいい、形式収支に発生主義的要素を加味した指標である。 通常、黒字団体、赤字団体という場合は、実質収支の黒字、赤字で判断する。	(歳入－歳出)－翌年度へ繰り越すべき財源
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額であり、当該年度に新たに生じた剰余額またはその逆を把握するための指標である。	当該年度実質収支－前年度実質収支
実質単年度収 支	単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額をいい、単年度収支から実質的な黒字要素及び赤字要素を控除した指標である。	単年度収支＋財政調整基金積立額＋ 地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額
標 準 財 政 規 模	標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示した額。	{(基準財政収入額－地方消費税交付金の引き上げ分の25％－所得割のうち税源移譲相当分の25％－各種譲与税－交通安全対策特別交付金) ×100／75＋各種譲与税＋交通安全対策特別交付金} ＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額
財政力指数	当該年度の財政力を表す指標。 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度を含む過去3か年の平均値をいう。財政力指数が「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3か年平均
経 常 収 支 比 率	財政構造の弾力性を表す比率。 人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる経常一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。	$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源}} \times 100(\%)$ 〈経常一般財源には、平成13年度から減税補填債及び臨時財政対策債の発行額を含む〉

用 語	見 方	算 式
実 質 赤 字 比 率	財政運営の悪化の度合いを表す指標。 一般会計等を対象とした実質赤字額（歳出に対する歳入の不足額）の標準財政規模に対する比率。 早期健全化基準：11.25～15％ 財政再生基準：20％	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$
連 結 実 質 赤 字 比 率	すべての会計の赤字額と黒字額を合算し、赤字の程度を指標化し、全体としての財政運営の悪化の度合いを表す指標。 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。 早期健全化基準：16.25～20％ 財政再生基準：30％	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$
実質公債費比率	実質的な公債費に対する財政負担の程度を示す指標。地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものに充当されたものの割合。 この比率が18％以上の団体は、地方債の発行に際し知事との協議が必要となる。 さらに、早期健全化基準以上の団体は一部の単独事業に係る地方債が制限され、財政再生基準以上の団体は災害関係を除く公共事業等債などの補助事業に関する起債も制限される。 早期健全化基準：25％ 財政再生基準：35％	$\frac{(A+B)-(C+D)}{E-D} \times 100(\%)$ の3か年平均 A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く） B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金） C：元利償還金等に充てられる特定財源 D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 E：標準財政規模
将 来 負 担 比 率	一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表す指標。 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 早期健全化基準：350％	$\frac{A-(B+C+D)}{E-F} \times 100(\%)$ A：将来負担額 B：充当可能基金額 C：特定財源見込額 D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 E：標準財政規模 F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

用 語	見 方	算 式
資 金 不 足 比 率	一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表す指標。 公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。 経営健全化基準：20％	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100(\%)$

公共施設の整備比率算式

項 目	算 式
1. 道 路 (令和6年4月1日現在)	改 良 率 $\frac{\text{改良済延長(m)}}{\text{実 延 長(m)}} \times 100$ 舗 装 率 $\frac{\text{舗装済延長(m)}}{\text{実 延 長(m)}} \times 100$ ※国土交通省道路局「令和6年度道路施設現況調査」より
2. 橋りょう (令和6年4月1日現在)	永久橋比率 $\frac{\text{永久橋数(本)}}{\text{総橋りょう数(本)}} \times 100$ ※国土交通省道路局「令和6年度道路施設現況調査」より
3. 上水道 (令和6年3月31日現在)	上水道普及率 $\frac{\text{現在給水人口(人)}}{\text{行政区域内現在人口(人)}} \times 100$ ※福島県保健福祉部食品生活衛生課「令和5年度福島県の水道」より
4. 下水道 (令和6年3月31日現在)	下水道普及率 $\frac{\text{公共下水道現在排水人口+農業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易排水施設・小規模集合排水処理施設のうち汚水に係る現在排水人口(人)}}{\text{住民基本台帳登載人口(人)}} \times 100$ ※総務省自治財政局「令和5年度公共施設状況調査」より